

阿南工業高等専門学校水泳プール使用細則

(平成16年4月1日)

(細則第12号)

第1条 阿南工業高等専門学校水泳プール(以下「プール」という。)の使用については、この細則の定めるところによる。

第2条 プールを使用できる者は、本校の学生及び教職員とし、それ以外の者の使用は原則として認めない。

第3条 プールの使用期間及び使用時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 使用期間 5月1日から10月31日まで

(2) 使用時間 8時30分から19時まで

第4条 前条に規定する期間及び時間内においても、使用することが不適当と思われる場合には、使用を禁止することがある。

第5条 次に該当する者は、プールの使用を禁止する。ただし、医師の許可を得た者は、この限りでない。

(1) 結核性疾患

(2) 急性疾患

(3) 慢性疾患

ア 循環器疾患(弁膜症、高血圧、貧血症)

イ 脚気

ウ 腎炎

エ てんかん

オ 眼病(結膜炎、トラホーム等)

カ 耳鼻の疾患

キ 皮膚疾患

(4) 病後

(5) その他水泳が不適当と思われる疾患

第6条 プールを使用する者は、別に定めるプール使用者要項を守らなければならない。

第7条 プールで事故が起きた場合は、直ちに適切な処置をとるとともに、体育教員、学生課学生係に報告し、その指示に従わなければならない。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校水泳プール使用規程(昭和49年7月1日規程第11号)は、廃止する。